

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
1-1	【本編】 P3、4、8	地域支え合い活動対象者名簿対象者及び個別避難計画の作成対象者について	精神保健福祉と知的療育は、反対でお願いします。	ご提案を踏まえ、障害者基本法の表記に合わせます。	有	P3、4、8 身体障害者手帳1・2級、療育手帳①・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級
1-2	【本編】 P3、4、8	地域支え合い活動対象者名簿対象者及び個別避難計画の作成対象者について	介護保険の要介護3以上と明記すべきではないか。	「要介護3」の表記は、介護保険に基づく要介護認定区分以外、他に誤解されるおそれがないと考えます。	無	
1-3	【本編】 P5	(2) 本人同意の確認と個人情報の取り扱い	平時から個別避難計画を共有する先として、福祉専門職の明記が必要と考えます。	作成を支援する相談援助に係る福祉専門職について、作成支援の段階で共有が図られると考えています。ヘルパーやデイサービスなどの直接援助に係る専門職については、避難行動要支援者一人ひとりによって人数・事業所も様々であり、一律に市から提供することは難しいと考えます。福祉専門職間で共有することは有益と考えますので、避難行動要支援者や避難支援等実施者の同意があれば、相談援助職を通じて共有するよう周知してまいります。	無	
1-4	【本編】 P6	(3) 個別避難計画の作成方法	避難支援者に福祉専門職を最後に追記した方が良いのではないかと。日常の支援をしている方への依頼が想定されると思われるので特に責任の所在をないとして明記しているのであれば福祉専門職に頼るのは良いのではないかと。	福祉専門職は担当している避難行動要支援者の状況を把握されていますが、1人で数十人の方を担当しているため、災害発生時に避難支援等実施者になることは難しいと考えます。そのため、身近な地域の方による支援を推進する必要があると考えています。	無	
1-5	【本編】 P6	4 避難支援等関係者への共有	「避難支援等関係者の人員・ネットワークは早期の安否確認」何を意味しているのか不明。「災害時の人的確保が難しい状況では、個別避難計画情報を共有する事で早期の安否確認や避難支援において大きな役割を果たすことが考えられます。」ではないだろうか。	名簿情報や個別避難計画情報の事前提供の不同意者についても、災害時にはこれらを避難支援等関係者へ提供することで、安否確認、避難支援が円滑に行われることを目指します。	有	P6 災害時の人的確保が難しい状況では、関係者間の名簿情報や個別避難計画情報の共有は、早期の安否確認、避難支援において大きな役割を果たすことが考えられます。
1-6	【本編】 P7	5 個別避難計画の更新	介護保険の要介護等のサービスが大きく変わったとき（施設入所など）と追記すべき。	要介護3から要介護5に上がった、身体障害者手帳2級から1級に上がったなどの身体状況に変化があった場合を想定しています。本人や家族の方がイメージしやすいよう、例示を増やします。	有	P7 具体的には、以下のような状況が考えられます。 ・要介護の状況が変わったとき ・障害の状態・程度が変わったとき ・難病に認定されたとき ・市内で転居したとき ・避難支援等実施者が変わったとき ・2人以上の世帯から一人暮らしになったなど、計画に記載した避難支援に影響を及ぼす家族構成の変化があったとき
1-7	【本編】 P7	5 個別避難計画の更新	障害状況、家族構成、家族の状況が変わった時上記の具体的な可能性についてはもう一度検討すべきではないか。	本人や家族の方がイメージしやすいよう、例示を増やします。	有	P7 具体的には、以下のような状況が考えられます。 ・要介護の状況が変わったとき ・障害の状態・程度が変わったとき ・難病に認定されたとき ・市内で転居したとき ・避難支援等実施者が変わったとき ・2人以上の世帯から一人暮らしになったなど、計画に記載した避難支援に影響を及ぼす家族構成の変化があったとき

流山市避難行動要支援者避難支援計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
1-8	【本編】 P7	個別避難計画 作成の流れ(図)について	作成支援者とありますが計画全文の部分と整合性を合わせるべき、作成支援者は誰なのかわからない。	図中の表記を修正します。	有	P7 1 本人・家族の作成により計画提出（必要に応じて福祉専門職が支援）
1-9	【本編】 P8	(1) 地域支援合い活動の対象者	保険医療サービスで良いのか？医療保険または医療サービスなのではないか？	保健医療サービスは、単に医療機関で行われるような医療サービスだけでなく、地域で展開される健診や介護予防などの健康づくりの取組なども含みます。地域での支援合いの観点からも、本計画においては保健医療サービスとします。	無	
1-10	【本編】 P8	(1) 地域支援合い活動の対象者	施設とありますが、グループホームや高齢者専用住宅、障害者グループホームなど入居全般なのでしょうか。明記が必要と考えます。	流山市地域支援合い活動推進条例第9条に、支援を必要とする者における施設要件（介護保険施設、障害者支援施設、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設等）が規定されているため、この規定を追記します。また、施設要件を右記の入所系施設として具体的に示します。 障害者グループホームについては、夜間の職員配置が無い場合もあるため、支援合い活動対象者名簿の対象となります。	有	P8 具体的な対象外となる施設は、原則以下のとおりです。（介護保険関連） ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・住宅型有料老人ホーム、介護付き有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・軽費老人ホーム（ケアハウス） （障害福祉サービス関連） ・障害者支援施設（入所により居住の場や食事と日常生活上の世話および介護を提供する施設） ※障害者支援施設は流山市内には開設されていません。
1-11	【本編】 P8	(1) 地域支援合い活動の対象者	表中令和5年4月時点人数について、全体の登録すべき人数を明記すべきではないか。	対象となり得る想定人数という意味ではご意見のとおりですが、地域支援合い活動対象者名簿に登録するかどうかは本人の意思によります。今後とも、必要な方が趣旨をご理解のうえ名簿に登録していただけるよう周知していきます。	無	
1-12	【本編】 P8	(1) 地域支援合い活動の対象者	「要件①と要件②の双方に該当する人は要件①に登録されるとあり、例では75歳以上のみの世帯に属する人で要介護3以上の人」とあるが、障害者ではどの要件として登録されるのか注意書きが必要だと思います。	障害者も、要件①と要件②の双方に該当する方は要件①として登録されます。例示を追記します。	有	P8 (例：75歳以上のみの世帯に属する方で身体障害者手帳1・2級や要介護3以上の方)
1-13	【本編】 P11	支援合いの活動の中で異変に気付いたら	「家族の連絡先が分からない場合は、市役所や高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）に連絡してください」とあるが、障害者も上記のみの連絡先で良いのか。	障害者施策において、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の類似機能として、地域での相談支援や地域生活への移行支援を行う障害者相談支援事業委託事業所が位置づけられ、市内では現在3事業所が開設されています。当事業所における地域支援合い活動への関わり方については制度の周知等にとどまっていることから、現時点での記載変更は考えておりません。今後、事業所の意向等も踏まえつつ、連携を深めていきます。障害者については、市役所にご連絡をいただくよう周知してまいります。	無	
1-14	【本編】 P13	(1) 市における取組み	避難行動要支援者連絡会議の具体的な回数等の明記が必要ではないか。	当会議は必要に応じて随時開催するもので、具体的な回数の明記はできませんが、年に数回の開催を想定しています。災害時の避難行動要支援者に関する課題の把握や支援の検討が必要な時、庁内横断的に情報の共有が必要な時など、必要に応じて随時開催します。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
1-15	【本編】 P14	福祉専門職等（ケアマネジャー/相談支援専門員）について	高齢者については書かれているようだが障害者についての記載がないのはなぜか？障害者相談支援事業所の明記が必要と考えますがいかがでしょうか？	障害者施策において、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の類似機能として、地域での相談支援や地域生活への移行支援を行う障害者相談支援事業委託事業所が位置づけられ、市内では現在3事業所が開設されています。当事業所における地域支え合い活動への関わり方については制度の周知等にとどまっていることから、現時点での記載変更は考えておりません。今後、事業所の意向等も踏まえつつ、連携を深めていきます。	無	
1-16	【本編】 P14	民間企業等について	見守りネットワークやSOSネットワークとは、どのようなものなのか記載をした方が良いのではないかと？	ご提案を踏まえ、記載します。	有	P14 流山市地域見守りネットワーク 地域で生活する高齢者等が孤立することを防止し、安心して生活できる環境を維持することを目的としています。地域で活動する民間企業等の協力により、さりげない見守り・異変の報告など、支え合いの関係を築いています。 流山市SOSネットワーク 認知症等による徘徊での事故を防ぐために、安心メールや防災無線等を活用して徘徊高齢者の早期発見と保護に努めています。（※家族等が警察への捜索願を提出することで、本人等の情報を発信します。）
1-17	【本編】 P15	ア. 避難の情報伝達	「電話・ファクスによる流山市からの緊急情報受信」があるかと思えます。正式名称での掲載をお願いします。	電話・ファクスに関して追記します。	有	P15 災害発生初期の緊急を要する広報について、（地域防災計画より抜粋）を削除し、以下を追記します。 電話・ファクス（要配慮者）
1-18	【本編】 P18	安否確認の情報収集について	障害者相談支援事業所と明記すべきではないか。	障害者施策において、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）の類似機能として、地域での相談支援や地域生活への移行支援を行う障害者相談支援事業委託事業所が位置づけられ、市内では現在3事業所が開設されています。当事業所における地域支え合い活動への関わり方については制度の周知等にとどまっていることから、現時点での記載変更は考えておりません。今後、事業所の意向等も踏まえつつ、連携を深めていきます。	無	
1-19	【本編】 P18	ア. 避難所	避難所に福祉ブースなど福祉専門に行う場所はあるのか。	地域防災計画では、避難所運営時における要配慮者に対する支援として、避難所内の落ち着いた場所（保健室や会議室等）を提供する等、避難所での生活に配慮することとなっています。要配慮者に向けた運営が実施されるよう取り組んでいきます。ご質問の「福祉ブース」と同様の目的・趣旨と考えています。	無	
1-20	【本編】 P19	イ. 福祉避難所	応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要支援者のために区画された部屋を利用することを予定しています。とある部分は、何と言うのか？「福祉ブース」ではないか。保健室を福祉的支援をする場所として活用する事は良いのだろうか？	地域防災計画では、福祉避難所が不足する場合の応急的措置の一環として一般の避難所に要配慮者のために区画された部屋については、「福祉避難室」と位置付けています。ご質問の「福祉ブース」と同様の目的・趣旨と考えています。	無	

流山市避難行動要支援者避難支援計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
1-21	【本編】 P19	(5) 避難所外避難者の支援	福祉専門職の支援と明記があるべき。	個別避難計画の作成に留まらず、災害発生時の福祉専門職に求められている役割などは、今後検討していきます。	無	
1-22	【本編】 P20	知ってください：避難所等で支援が必要な人について	写真の順番を④・①・②・③の順に変更が必要と思います。地域自立支援協議会作成の障害者全般資料を紹介した方が良く考えます。	④はすべての障害者に共通するものであるため、提案のとおり順序を変更します。	有	P21 (掲載の順序を変更) 知ってください：避難所等で支援が必要な人について 流山市地域自立支援協議会地域生活支援部会(編) 「災害の時、私たちを助けてください!!!」(写真①) (略) 「コミュニケーションベスト」(写真②) (略) 流山市デフ協会「黄色いスカーフ」(写真③) (略) 流山市視覚障害者協会推薦「目の不自由な方のための災害時初動行動マニュアル」(写真④)
2-1	【本編】 P9	(2) 個人情報の入手・名簿の作成について	要支援者毎の安否確認連絡用Eメール送信QRコードを用意し、名簿と救急情報カードに記載することを提案いたします。	安否確認については、費用対効果も踏まえ、実効性のある方法を検討していきます。	無	
2-2	【本編】 P11	名簿活用の具体例(救急情報カード)について	以下利用イメージで、災害発生時の安否確認情報収集の効率化が低コストで実現できると考えます。 名簿のQRコード：自治会管理者・民生委員が利用 救急情報カードのQRコード：本人や家族、避難所運営者が利用	安否確認については、費用対効果も踏まえ、実効性のある方法を検討していきます。	無	
3-1	【本編】 P8	手上げ方式による登録について	精神障害者や発達障害者当事者、また家族の中には、他人に障害を知られることを嫌うため、手上げ方式を利用しない人が多くいます。このため、災害時の安否確認のためには、障害者家族会自体で安否確認をしてもらい、市に報告や協力要請をしてもらってはどうか。	ご提案のとおり、当事者団体による支援は災害時に大きな役割を果たすと考えます。大規模な災害発生時には、P6に記載された不同意者の情報も含めて情報共有されるよう対応していきます。	無	
3-2	【本編】 P19	イ. 福祉避難所	防災用品の備蓄について、障害者の中には多人数・音や環境をにがてとする方が多く、不安となるため、避難所近くの公園や空地に、テントなどの少人数の空間を準備する必要があります。	市で備蓄している災害用テントは屋内用となっているため、体育館等の広いスペースの避難所において要配慮者向けにご使用いただくことになります。また、避難所の状況により教室を要配慮者向けのスペースとして活用してまいります。	無	
4-1	【本編】 表紙裏面	目次	避難行動要支援者避難支援計画の「ページ1」は、不要。	不要のため、削除します。	有	表紙裏面 目次 1行目の「避難行動要支援者避難支援計画…1」は削除します。
4-2	【本編】 P1	1 計画改定の背景と目的	1 計画改定の「背景と目的」は、「目的と背景」と改めた方が解りやすい。	災害時に高齢者や障害者が多く犠牲になっているという背景から、地域の安心安全を強化することを目的としています。	無	

流山市避難行動要支援者避難支援計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
4-3	【本編】 P1	(1) 災害時要援 護者対策の契機と 東日本大震災によ る見直し	避難行動要支援者「名簿機能を有する」は、ストレートに「該当する」とした方が解りやすいのではないかと。	地域支え合い活動対象者名簿は、災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿の機能も有しているため、この表記としています。	無	
4-4	【本編】 P2	(3) 本計画の目 的と改定	「流山市地域防災計画に位置付けました」は、「流山市地域防災計画の中に位置付けました」にした方が解りやすいのではないかと。	ご提案のとおり修正します。	有	P2 避難行動要支援者対策を「流山市地域防災計画」の中に位置付けました。
4-5	【本編】 P2	(3) 本計画の目 的と改定	下位計画に定められる「計画」は、削除。次に、本計画と計画という言葉が出てくるので。	本計画は、地域防災計画の下位計画として定められている計画であるため、文言を修正します。	有	P2 地域防災計画の下位計画として定められる本計画
4-6	【本編】 P3	①支え合い活動対 象者の把握と名簿 の作成	①支え合い「活動対象者」は、「活動要対象者」に改め てはいかがだろうか。当事者なのか、活動する人なの か、解り難い。	現在行われている地域支え合い活動において、支援が必要 な方を「支え合い活動対象者」と規定しており、広く 浸透しているため、「支え合い活動対象者」と表記して います。	無	
4-7	【本編】 P3	地域支え合い活動 対象者名簿の対象 者について	地域支え合い「活動対象者」名簿は、9行目同様「活動 要対象者」に改めてはいかがだろうか。	現在行われている地域支え合い活動において、支援が必要 な方の情報をまとめた名簿を「地域支え合い活動対象 者名簿」と表記しています。	無	
4-8	【本編】 P4	2 個別避難計画 作成対象者	(1)(2)(3)の合計で、最大「約4,500人」を想定は、 P8の13,535人との関連が解らない。	個別避難計画は、単に年齢要件だけで設定するのではなく、 要介護や障害等の災害時により支援を必要とする身 体状況の方を作成対象者としているため、地域支え合い 活動対象者名簿の対象者と比べ少ない人数を想定してい ます。 詳しい要件についてはP3の対象者イメージ図をご参照く ださい。	無	
4-9	【本編】 P5	(1) 記載事項	個別避難計画には、「要支援対象者」を入れた方が解り やすいと思います。	「作成対象者の」の文言を追加します。	有	P5 (1) 記載事項 個別避難計画には、作成対象者の氏名・生年月日・性 別・住所～
4-10	【本編】 P5	(2) 本人同意の 確認と個人情報の 取り扱い	「本人」は「要支援対象者」に、同意を得たうえで、の 次に「要支援対象者及び」を入れた方が良いかと、 ちょっとしつこい気もしますが。	個別避難計画の提供先は避難支援等関係者としているた め、現状の表記としています。	無	
4-11	【本編】 P10	(4) 名簿の提 供・個人情報の管 理について	追加として、 自治会役員は、年度毎又は数年毎に改選されるケースが 多いと思われる為、名簿情報の引継ぎ管理については、 重ねて注意を呼びかけて欲しい。	名簿には重大な個人情報が含まれているため、適切な引 継ぎや管理方法については、引き続き周知啓発を行って いきます。	無	
4-12	【本編】 P11	支え合い活動の中 で異変に気付いたら	緊急事態が発生した場合で「あっても」は、場合で 「あっては」が良いのでは。	24時間対応が可能であることを強調するため、「あつ ても」と表記をしています。	無	

流山市避難行動要支援者避難支援計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
4-13	【本編】 P13	市における取組み	消防防災課のあとに、道路管理課も追加して欲しいです。避難経路確保の意味で。	避難行動要支援者連絡会議は、避難行動要支援者への支援業務を担っている健康福祉部を中心とした部署で組織しています。災害時の避難行動要支援者に関する課題の把握や支援の検討が必要な時、庁内横断的に情報の共有が必要な時など、必要に応じて関係課を随時招集し、開催します。	無	
4-14	【本編】 P13	(2) 関係機関との連携	「直接的に」は、「直接」で良いのでは。	「直接的に」の文言は不要のため、削除します。	有	P13 直接的に自らSOSを発信できない人→自らSOSを発信できない人
4-15	【本編】 P13	自治会（自主防災組織）／民生委員・児童委員	自治会（自主防災組織含む）「等」の「等」は、削除した方が良い。	当該箇所は、身近な地域での支え合いの主体として、自治会やマンション管理組合を想定しています（地域支え合い活動推進条例第2条3項における自治会等）。そのため、具体的に記載するよう修正します。	有	P13 自治会（自主防災組織含む）等→自治会（自主防災組織含む）、マンション管理組合
4-16	【本編】 P15	災害発生初期の緊急を要する広報について	自治会、民生委員、児童委員、障害者当事者団体を追加（各位に一斉にメールの出来る体制が必要ですが）	安心メールによる一斉配信やその他の多様な手段によって情報収集できるよう、引き続き取り組んでいきます。各種団体等には、情報取得の多様な手段について周知していきます。	無	
4-17	【本編】 P17	エ. 地域での活動について 関係機関等の平常時	特に配慮を要する方への見守り・声かけの見守りの前に「定期的な」を入れて戴きたい	ご提案のとおり修正します。	有	P17 特に配慮を要する方への定期的な見守り・声かけ
4-18	【本編】 P17	エ. 地域での活動について 市の平常時	市の平常時欄に、地域のボランティア養成への支援を追加して欲しい。	地域のボランティア養成については社会福祉協議会が担っています。市も社会福祉協議会の活動について広報等で支援していきます。	無	
4-19	【本編】 P17	(2) 避難誘導	高齢者等避難「等」の「等」は、削除しても良いのでは。	ご指摘のとおり、削除します。	有	P17 高齢者等避難等→高齢者等避難
4-20	【本編】 P18	(3) 地域の安否確認体制・支え合いの体制	「自治会等の状況により」は、「自治会、避難支援等実施者」に改めては。	当該箇所は、身近な地域での支え合いの主体として、自治会やマンション管理組合を想定しています（地域支え合い活動推進条例第2条3項における自治会等）。そのため、具体的に記載するよう修正します。	有	P18 自治会等の状況により→自治会（自主防災組織含む）、マンション管理組合の状況により
4-21	【本編】 P18	災害時の安否確認・支え合いの体制づくり	「マグネットを作成する」は、「リストをチェックする」に改めては。	市内の自治会での支え合い活動の実例を紹介しているため、記載変更は考えておりません。今後も地域での支え合い体制づくりに必要な情報について周知啓発を続けていきます。	無	
4-22	【本編】 P19	イ. 福祉避難所	追加として、「避難行動要支援者に優しい行動は、他の避難者にとっても当然優しい世界です。」を入れて戴きたい。	ご提案の考え方や行動は、本計画全体や市施策全般に必要であり、当該箇所にも記載することは考えておりません。P2（3）において、ご提案の趣旨を踏まえております。	無	
4-23	【本編】 P20	コミュニケーションベスト・デフ協会「黄色いスカーフ」	追加として、①②は、対象者に市から支給します。災害発生時は、勿論、避難訓練時にも着用して下さい。	各団体において、それぞれの特性や状況に応じて作成しているものであり、市が一括して配布することは考えておりません。障害者手帳の取得時に、各団体の紹介や利用できる制度の案内を行い、必要な方の手に渡すよう周知啓発に努めていきます。	無	

流山市避難行動要支援者避難支援計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
4-24	【本編】 P21	「目の不自由な方のための災害時初動行動マニュアル」「災害の時、私たちが助けてください!!」	追加として、 ③④は、常時 市役所・出張所に備えています。	「目の不自由な方のための災害時初動行動マニュアル」は、東京都福祉局東京都心身障害者福祉センターにより作成されたもので、市で常時備えてはいないため、HPでご覧ください。 流山市地域自立支援協議会地域生活支援部会（編）「災害の時、私たちが助けてください!!」については、市役所で常備しているほか、QRコードのとおり市HPで紹介しております。	無	
5-1	【概要版】 P2	第4章 災害時に備えた活動について	(2) 地域住民の防災意識の啓発と支え合い活動の推進の表現を「地域支え合い活動の推進」に変更し表現の統一 「支え合い活動」と表現したり「地域支え合い活動」としたり統一されていないため	ご提案のとおり修正します。	有	【概要版】P2 支え合い活動→地域支え合い活動
5-2	【本編】 P5	(2) 本人同意の確認と個人情報の取り扱いについて	高齢者なんでも相談室を高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）と表記した方がわかりやすい。	ご提案のとおり修正します。高齢者なんでも相談室は地域包括支援センターの愛称であるため、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）として記載します。	有	P5 高齢者なんでも相談室→高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）
5-3	【本編】 P7	5 個別避難計画の更新について	3行目以下に3点を追加する必要があると思われる。 ・家族構成が変わったとき ・障害状況が変わったとき ・難病になったとき	本人や家族の方がイメージしやすいよう、例示を増やします。	有	P7 具体的には、以下のような状況が考えられます。 ・要介護の状況が変わったとき ・障害の状態・程度が変わったとき ・難病に認定されたとき ・市内で転居したとき ・避難支援等実施者が変わったとき ・2人以上の世帯から一人暮らしになったなど、計画に記載した避難支援に影響を及ぼす家族構成の変化があったとき
5-4	【本編】 P10	(3) 名簿情報の更新について	名簿情報の更新を定期的に（年1回）行います。年に1回の更新で要支援者の情報として大丈夫でしょうか。	名簿情報の削除や追加は、地域支え合い活動対象者名簿を共有する自治会等の負担にもなることから、製本された名簿は年に1回の更新としています。ただし、市で保有する台帳データは、緊急時や災害時に備えて最新の住民基本台帳を常に反映させるとともに、本人等の申出について随時反映させています。	無	
5-5	【本編】 P10	(3) 名簿情報の更新について	・支え合い活動対象者が市内で転居した場合は、確認時に修正します。 ・支え合い活動対象者の市外への転出～入所などが確認された場合も名簿更新時ではなく、確認時に～削除します。の方が名簿の意味があると思われる。	名簿情報の削除や追加は、地域支え合い活動対象者名簿を共有する自治会等の負担にもなることから、製本された名簿は年に1回の更新としています。ただし、市で保有する台帳データは、緊急時や災害時に備えて最新の住民基本台帳を常に反映させるとともに、本人等の申出について随時反映させています。	有	P10 下記のとおり、名簿更新時にあわせて対応します。（市で保有する台帳データは、緊急時や災害時に備えて転居や転出、死亡、施設への入所、本人等の申出について随時反映させています。）
5-6	【本編】 P11	支え合い活動の中で異変に気付いたら	支え合い活動ではなく地域支え合い活動と表示してはどうですか。	ご提案のとおり修正します。	有	P11 支え合い活動→地域支え合い活動
5-7	【本編】 P11	支え合い活動の中で異変に気付いたら	市役所や高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）に各障害者団体も追加する必要はないのでしょうか。	障害者団体については市内全域で活動していることから、現在のところ地域での見守り活動の主体としては位置付けられておりません。	無	

流山市避難行動要支援者避難支援計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
5-8	【本編】P12	(2) 災害時の地域支え合い活動と避難支援	図の中の「災害が起きてからでは遅い?」の中ごろからの支え合いが→日ごろの地域支え合いとした方が良いかと思いますが如何でしょうか。	地域内での「支え合い」の行為とその効果を示しています。そのため、地域内での支え合いとして、記載を修正します。	有	P12 日ごろからの地域支え合いが、災害時の支え合いにつながります。
5-9	【本編】P13	(1) 市における取組み	避難行動要支援者連絡会議の開催はどういう時に開催するのでしょうか。	当会議は必要に応じて随時開催するもので、年に数回の開催を想定しています。災害時の避難行動要支援者に関する課題の把握や支援の検討が必要な時、庁内横断的に情報の共有が必要な時など、必要に応じて随時開催します。	無	
5-10	【本編】P15	ア. 避難の情報伝達	災害発生初期の緊急を要する広報は、次の方法により行う。防災無線は使わないのでしょうか。	流山市地域防災計画では、直接的な周知手段として、防災行政無線、広報車等を活用することとなっています。このため防災行政無線を追記します。	有	広報車→防災行政無線、広報車等による直接的な周知
5-11	【本編】P18	(3) 地域の安否確認体制・支え合いの体制	支え合いの体制を「支え合い活動の体制」と活動を入れた方が良いと思うが如何でしょうか。	ご提案のとおり修正します。	有	P18 (3) 地域の安否確認体制・支え合い活動の体制
5-12	【本編】P18	安否確認の情報収集	地域の避難支援等関係者は地域の避難支援等実施者ではないでしょうか。	避難行動要支援者一人ひとりの安否確認や避難誘導を行っていただける身近な方を、避難支援等実施者としています。該当箇所については、安否確認情報を集約する機能として、名簿情報を普段から共有している避難支援等関係者が適切です。	無	
5-13	【本編】P19	(5) 避難所外避難者の支援	在宅の要支援者等に対しては、民生委員・児童委員等ではなく避難支援等実施者ではないでしょうか。	個別避難計画を作成し、避難支援等実施者が決まっている避難行動要支援者に対しては、避難支援等実施者が可能な範囲で支援を行います。一般的な要支援者の安否確認や支援については、民生委員・児童委員の皆様のご協力をお願いします。	無	
6-1	【概要版】P1	第2章 災害時に備えた個別避難計画	在宅とは、地域やグループホームなどで生活する障害者や高齢者も対応としていただきたい。地域移行が推進されている昨今、障害者などの生活拠点も変化しています。常に生活する場所である、グループホームでの生活も在宅とすべきと思います。	障害者グループホームについては、夜間の職員配置が無い場合もあるため、個別避難計画作成の対象となります。介護保険における認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）では、夜間にも職員配置が1ユニットに1名以上となっており、施設の運営事業者による支援が業務継続計画（BCP）により規定されていることから、原則個別避難計画作成の対象外とします。	有	【本編】P8に、以下を追記します。 具体的な対象外となる施設は、原則以下のとおりです。 (介護保険関連) ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・住宅型有料老人ホーム、介護付き有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・軽費老人ホーム（ケアハウス） (障害福祉サービス関連) ・障害者支援施設（入所により居住の場や食事と日常生活上の世話および介護を提供する施設） ※障害者支援施設は流山市内には開設されていません。

流山市避難行動要支援者避難支援計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
6-2	【概要版】 P1	【個別避難計画の作成対象者】	精神障害者保健福祉手帳1級は療育手帳の後に記載してください。障害者基本法における障害者の定義は身体障害者・知的障害者・精神障害者の順に記載してありますが、統一されていないように思います。他の記載部分も訂正願います。見守りシールでの意見書でも記載しておりますが、庁内で周知、統一していただきたい。 対象者が療育手帳等の人となっておりますが、療育手帳重度Aの1、Aの2も含めてください。その他、自力での判断や避難が困難な人という記載もありますが、療育手帳重度の対象の方が、自力で判断や避難できるとは思えません。初めから対象者にしてください。	①ご提案を踏まえ、障害者基本法の表記に合わせます。 ②個別避難計画の作成対象者は、療育手帳ⓐ、Aの1、Aの2の方です。わかりやすくするため、具体的に記載します。	有	【概要版】P1 【個別避難計画の作成対象者】 (2)身体障害者手帳1・2級、療育手帳ⓐ・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級
6-3	【本編】 P3	対象者のイメージ (囲いの部分)	精神障害者保健福祉手帳1級は療育手帳の後に記載してください。 療育手帳ⓐ等の人となっておりますが、療育手帳重度Aの1、Aの2も含めてください。	①ご提案を踏まえ、障害者基本法の表記に合わせます。 ②個別避難計画の作成対象者は、療育手帳ⓐ・Aの1・Aの2の方です。わかりやすくするため、具体的に記載します。	有	P3 個別避難計画の作成対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳ⓐ・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級
6-4	【本編】 P4	2 個別避難計画 作成対象者	精神障害者保健福祉手帳1級は療育手帳の後に記載してください。 療育手帳ⓐ等の人となっておりますが、療育手帳重度Aの1、Aの2も含めてください。	①ご提案を踏まえ、障害者基本法の表記に合わせます。 ②個別避難計画の作成対象者は、療育手帳ⓐ・Aの1・Aの2の方です。わかりやすくするため、具体的に記載します。	有	P4 2 個別避難計画作成対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳ⓐ・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級
6-5	【本編】 P8~12	第3章 日ごろからの地域支え合い活動	この第3章は支え合い活動を説明したもので、「避難行動要支援者を支える活動」として記載し、内容を変更する必要があるのではないのでしょうか。	避難行動要支援者の支援が災害時に機能するには、平常時からの地域での支え合いや見守りが重要です。そのため、地域支え合い活動について十分に説明する必要があります。	無	
6-6	【本編】 P8~10	1 支え合い活動 対象者名簿の作成	これは避難行動要支援者避難支援計画であって、作成する名簿は「避難行動要支援者名簿」ではないでしょうか。 地域支え合い活動対象者名簿を基に作成するものであっても、対象者が異なるはずですが、地域支え合い活動があるのはわかりますが、同様とするのは少し違うと思います。 一緒にするのであれば、どのように管理するのか。 民生委員の方の負担が大きくなるように思います。	本市の地域支え合い活動対象者名簿は、災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿の機能も有しているため、この表記としています。民生委員・児童委員や自治会等、名簿を提供している地域の関係者にも浸透していると考えています。	無	
6-7	【本編】 P8	(1) 地域支え合い活動の対象者	精神障害者保健福祉手帳1級は療育手帳ⓐの後に記載してください。	ご提案を踏まえ、障害者基本法の表記に合わせます。	有	P8 名簿登載の要件 身体障害者手帳1・2級、療育手帳ⓐ・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級

流山市避難行動要支援者避難支援計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
6-8	【本編】 P10	(3) 名簿情報の更新について	地域移行に推進されている昨今、障害者などの生活拠点も変化しています。常に生活する場所である、グループホームでの生活者も在宅とすべきと思います。対象者が地域のグループホームに入居し生活している場合は情報を更新し、対象としてください。大きな施設に入所する場合と地域のグループホームで日々生活する場合は違います。こちらは、区別し記載してください。また、入所施設やグループホームから帰宅している場合も検討をお願いします。情報の管理、更新はどこが行うのか明記してください。今まで一度も名簿確認はなかったように思います。	障害者グループホームについては、夜間の職員配置が無い場合もあるため、地域支え合い活動対象者名簿の対象となります。具体的な原則対象外となる施設については、本編のP8に追記することにしました。詳しくは、No.1-10をご覧ください。入所施設から一時帰宅している場合は、生活の拠点である施設に合わせるため、地域支え合い活動対象者名簿には記載しません。名簿の作成と更新は市が行い、情報は各提供先で適切に管理されます。名簿の提供先については、本計画P3にある記載のとおりです。	有	P10 特別養護老人ホーム・グループホーム等施設への入所等が確認された場合 → 介護保険施設、障害者支援施設、介護保険法第8条第1項に規定する特定施設等への入所等が確認された場合(具体的な原則対象外となる施設については、P8をご覧ください)
6-9	【本編】 P13	(1) 市における取り組み	避難行動要支援者連絡会議はどのようなメンバーで頻度で行うのか、具体的に記載してください。	当会議は必要に応じて随時開催するもので、年に数回の開催を想定しています。メンバーについては、列挙されている各課の代表者となります。災害時の避難行動要支援者に関する課題の把握や支援の検討が必要な時、庁内横断的に情報の共有が必要な時など、必要に応じて関係課を随時招集し、開催します。	有	P13 健康福祉部を中心とした→健康福祉部(社会福祉課、福祉政策課、高齢者支援課、介護支援課、障害者支援課、児童発達支援センター、健康増進課)を中心とした
6-10	【本編】 P14	(2) 関係機関との連携 福祉専門職等(ケアマネージャー/相談支援専門員)	障害者相談支援事業所の記載はないが、記載すべきではないでしょうか。	障害者施策において、高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)の類似機能として、地域での相談支援や地域生活への移行支援を行う障害者相談支援事業委託事業所が位置づけられ、市内では現在3事業所が開設されています。当事業所における地域支え合い活動への関わり方については制度の周知等にとどまっていることから、現時点での記載変更は考えておりません。今後、事業所の意向等も踏まえつつ、連携を深めていきます。なお、当該事業所において従事している相談支援専門員との連携について、福祉専門職等として記載しています。	無	
6-11	【本編】 P17	エ. 地域での活動について 表内: 市の災害発生時 避難所での生活に支障のある方の受入のための福祉避難所の調整	福祉避難所は高齢者施設となっており、こちらで障害者が避難を受け入れる体制があるのか疑問です。調整するのではなく、障害者、特に知的障害者の受け入れをしていただく体制と理解が必要です。自宅に被害があっても避難することができず、支援物資も届かないことが懸念されます。この状況をどのようにするのか、決めていただきたい。	市内で複数の障害者施設を運営する社会福祉法人まほろばの里と、災害時における障害者等の避難に関する相互応援協定(施設の提供、障害者等の避難、災害用備蓄物資の提供、業務を遂行するための要員派遣等)を締結しており、事業所の状況により障害者の支援について協力していただくことを想定しております。障害者の避難の在り方については、年内を目途に検討します。なお、福祉避難所の協定については、大規模な介護保険施設を中心に、地域交流スペースや食堂など一定の広さが確保できるバリアフリー空間を災害時に使用させていただくこととしております。空きスペースを活用するため、障害者の利用も可能です。	無	
6-12	【本編】 P18	(3) 地域の安否確認体制・支え合いの体制	防災訓練に参加したくても、その場所まで行けない方や連れて行こうとしても、大勢の場所に行くことが困難な方がいます。自治会や担当者にそのようなこともあるということを理解していただき、どうしたら参加することが出来るかを一緒に考える必要があると思います。	個別避難計画に関する一連の取組では、計画の作成及び更新にとどまらず、防災訓練へ参加することも国の指針において推奨されています。個別避難計画の作成及び更新により、平常時から地域での情報共有や災害時の具体的な対応方法等が理解され対応できるよう周知啓発に努めていきます。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
6-13	【本編】 P19	イ. 福祉避難所	高齢者は受け入れは可能だが、知的障害者児・発達障害者児の受け入れはしていただけるのでしょうか。福祉ブースを設置することを必須としていただきたい。受け入れ体制が整わないのであれば、流山市の各地区で障害者福祉センターを増設し、少なくとも北部・南部・東部の3カ所に福祉避難所として利用できるような整備願います。 避難できない障害者が増えることは、災害死につながる可能性が高まります。 安心して避難できる場所を記載してください。 また、特に医療のケアが必要な障害者のために、●●●●のような、24h看護師常駐のナースিংホームと契約をお願いします。	地域防災計画では、避難所運営時における要配慮者に対する支援として、避難所内の落ち着いた場所（保健室や会議室等）を提供する等、避難所での生活に配慮することとなっています。要配慮者に向けた運営が実施されるよう取り組んでいきます。ご質問の「福祉ブース」と同様の目的・趣旨と考えています。 市内で複数の障害者施設を運営する社会福祉法人まほろばの里と、災害時における障害者等の避難に関する相互応援協定（施設の提供、障害者等の避難、災害用備蓄物資の提供、業務を遂行するための要員派遣等）を締結しており、事業所の状況により障害者の支援について協力していただくことを想定しております。障害者の避難の在り方については、年内を目途に検討します。 なお、福祉避難所の協定については、大規模な介護保険施設を中心に、地域交流スペースや食堂など一定の広さが確保できるバリアフリー空間を災害時に使用させていただくこととしております。空きスペースを活用するため、障害者の利用も可能です。 医療的ケアについては、在宅酸素療法を受けている方や人工呼吸器を使用している方など電源確保が必須な方の災害時の支援は大変重要です。今後優先して個別避難計画を作成するとともに、障害福祉サービスでの日常生活用具給付事業（発電機や蓄電池など）による在宅での電源確保や緊急入所・緊急入院を含めた支援についても検討してまいります。	無	
6-14	【本編】 P16	ウ. 身を守るための事前行動	ハザードマップですが、地震のハザードマップは令和5年1月のものが最新でしょうか。毎年発行するのでしょうか？最新のハザードマップがあれば配布してほしい。	地震ハザードマップは令和5年1月現在のものが最新版となります。 なお、ハザードマップについては在庫状況等を考慮し作成を行っているため、毎年作成するものではありません。また、新たなハザードマップが完成しましたら、市役所や各出張所等で配布を行うほか、HPでも公表します。	無	
6-15	【本編】 P21	(3) 地域における防災訓練等の実施	防災訓練に参加したくても、その場所まで行けない方や連れて行こうとしても、大勢の場所に行くことが困難な方がいます。 自治会や担当者にそのようなこともあるということを理解していただき、どうしたら参加することが出来るかを一緒に考える必要があると思います。	個別避難計画に関する一連の取組では、計画の作成及び更新にとどまらず、防災訓練へ参加することも国の指針において推奨されています。個別避難計画の作成及び更新により、平常時から地域での情報共有や災害時の具体的な対応方法等が理解され対応できるよう周知啓発に努めていきます。	無	

流山市避難行動要支援者避難支援計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
7-1	-	-	<p>避難行動要支援者の中には、身体的には問題がないにも関わらず、自己の意思を明確に周りに伝えることが困難な状態の人がいると思います。家族以外の周辺の人に存在が明らかにされていない人達（ひきこもり、発達障害などのため、他の人とのコミュニケーションができない人）</p> <p>そのような方達への支援の方法をあらかじめシミュレーションしておく必要があると思います。</p> <p>普段から、家族や本人と顔見知りのボランティアが、必要だと思います。隣のおじさん、おばさんの人で、ある程度のひきこもり、発達障害などの知識を持っている人とのつながりがあれば、（有資格者でなく家族などの世間話ができるお茶飲み友達のような関係性）専門、有資格者などの方との橋渡しがスムーズになると思います。</p> <p>※プライドの高い方もいますので、おじさん、おばさんで時にバカになれるボランティアを普段から行政の方でも情報を持っておくべきだと思います。</p>	<p>「地域支え合い活動」を通じて日常からの関係づくりを推進し、ニーズ・情報を避難支援等関係者に共有することで、避難行動要支援者に寄り添った取組を継続していきます。また、個別避難計画の作成により、一人ひとりに合わせた災害時のシミュレーションを行っていくことが大切だと考えます。</p>	無	
8-1	【本編】P8	(1) 地域支え合い活動対象者	<p>「本人からの申出（中略）気になった方を要件③として設けています」とありますが、実際には申出でも登録されないケースがあります。</p> <p>私の子の知的障害は中程度ですが、自閉傾向が強く、災害などの非常時に落ち着いた行動がとれません。パニックを起こす子を、要介護状態の祖母やほかの障害を持つ家族では避難誘導が難しいと、要支援者名簿に載せていただけようお願いしたのですが、“自分で歩いて避難できる”“ほかの家族がいる”“ご近所は高齢者ばかりでもっと大変”と、名簿記載を拒まれました。</p> <p>支え合い活動対象者名簿は、障害に対する正しい知識と理解に基づかなければ有効に活用できません。目に見えにくい内部障害・精神障害・発達障害などの障害に対する啓発が急務と考えます。</p>	<p>市で作成している地域支え合い活動対象者名簿は、登録の申出があった方を皆様登録していますので、登録を希望する場合は福祉政策課までご連絡ください。また、災害時の避難について具体的に記載しておく個別避難計画の作成をご希望の場合もお申し出ください。</p> <p>障害に対する正しい知識について浸透するよう、引き続き周知を行っていきます。</p>	無	
8-2	【本編】P13	(1) 市における取組み	<p>「健康福祉部を中心とした」という表現は、具体的にどの課が中心となって組織を構成しているかわかりません。「福祉政策課」「障害者支援課」「介護支援課」など、具体的に課名を挙げてください。特に福祉政策課で把握する、障害者手帳を待たず、介護認定もされていないけれど、避難行動に支援を要する方を取りこぼさないようお願いいたします。</p>	<p>避難行動要支援者への支援業務を担っている部署で組織しています。災害時の避難行動要支援者に関する課題の把握や支援の検討が必要な時、庁内横断的に情報の共有が必要な時など、必要に応じて随時開催します。</p>	有	P13 健康福祉部を中心とした→健康福祉部（社会福祉課、福祉政策課、高齢者支援課、介護支援課、障害者支援課、児童発達支援センター、健康増進課）を中心とした
8-3	【本編】P13	流山市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）について	<p>「災害ボランティアセンターを開設します」とありますが、東日本大震災や能登の震災時に、知的・発達・精神障害の支援ができる支援者の不足が問題になりました。これらの専門知識を要する支援者の確保を視野に入れて取り組んでください。</p>	<p>関係機関と連携し、専門的な支援を行える体制を構築していきます。</p>	無	

流山市避難行動要支援者避難支援計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
8-4	【本編】 P19	イ. 福祉避難所	「福祉避難所」 流山市の福祉避難所は大半が特別養護老人ホームで構成されており、知的・発達・精神障害を有する者が避難しにくい状況です。これらの障害に対応できる福祉避難所を増やしてください。	市内で複数の障害者施設を運営する社会福祉法人まほろばの里と、災害時における障害者等の避難に関する相互応援協定（施設の提供、障害者等の避難、災害用備蓄物資の提供、業務を遂行するための要員派遣等）を締結しており、事業所の状況により障害者の支援について協力していただくことを想定しております。障害者の避難の在り方については、年内を目途に検討します。 なお、福祉避難所の協定については、大規模な介護保険施設を中心に、地域交流スペースや食堂など一定の広さが確保できるバリアフリー空間を災害時に使用させていただくこととしております。空きスペースを活用するため、障害者の利用も可能です。	無	
9-1	【本編】 P13	流山市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）について	○流山市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター） 災害ボランティアの研修に参加し、講師の方に質問した際、各地で起こる災害時のボランティアには、特に知的・発達障害の方への理解が遅れているという事を話されていました。各障害者団体にもボランティア（災害）を募集し、研修してほしいと思います。	流山市地域防災計画において、災害発生時にボランティアを募集し、必要な支援を行える体制を整えることとしています。知的・発達障害に理解のある支援者を募り、支援していける体制が必要と考えています。まずは社会福祉協議会と協力し、研修等の実施を検討していきます。 災害発生時における避難行動要支援者に必要な支援についても、引き続き周知していきます。	無	
9-2	【本編】 P15	災害発生初期の緊急を要する広報について	○災害発生初期の緊急を要する広報 安心メールをアプリに導入してはどうか、検討下さい。	安心メールだけでなく、市公式LINE、Yahoo!防災速報、X(旧Twitter)のほか、市HP、防災行政無線など多種多様な媒体を活用し広報を行っております。	無	
9-3	【本編】 P17	エ. 地域での活動について	集合住宅が増加してきた昨今、自治会への入会、民生委員の周知が疎かになっています。流山に来て30年余りになりますが、未だにわからないことが多い次第です。	高齢化が進展し、自治会への加入や民生委員の担い手も少なくなってきました。地域支え合い活動について引き続き周知を行い、支える側になっていただけるよう呼びかけていきます。	無	
9-4	【本編】 P20	3 普及・啓発	地域・防災訓練に障害者も参加しやすい環境を検討ください。また災害時に必要な自助につながる文章を作成して頂き、本人・家族に意識を持つ事をもっと多くの人達に啓発して欲しいと思います。	市総合防災訓練では、関係課を通じ障害者の方も参加できる防災訓練を行ってまいります。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市避難行動要支援者避難支援計画 修正案
10-1	【本編】 P3	2 本計画に基づき行うこと	「～重要事項は」とあるが、具体的に重要事項を例示できないのだろうか。	地域防災計画で定める重要事項として、下記を定めています。本計画では、主に(2)(3)(4)(5)(6)を具体化する計画となっています。 (1) 全体計画の作成…避難誘導に関する事項 (2) 避難順位…移動もしくは歩行困難なものを優先すること (3) 避難行動要支援者名簿の作成 (4) 所在情報の管理 (5) 避難行動要支援者の安否確認 (6) 個別避難計画の作成等	有	P3 ■避難行動要支援者に関する全体的な考え方のうち重要事項は、地域防災計画で定めます。 ■災害対策基本法に規定された避難行動要支援者名簿の作成等について、市は名簿の作成・更新及び名簿の提供を継続的に行います。 ↓ ■地域防災計画では、避難行動要支援者に関する施策として、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成すること等について定めています。本計画では、その具体的な方法等について定めるものです。 ■災害対策基本法に規定された避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等について、市は作成・更新及び関係機関等への提供を継続的に行います。 (図中) 避難行動要支援者に関する全体的な事項のうち重要事項を定めます。 ↓ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成すること等について定めます。
10-2	【本編】 P5	(2) 本人同意の確認と個人情報の取り扱い	「個別避難計画の提供先が団体である場合は～」に対して、個人の場合の扱いはどうなるか不明。明記要と思う。	団体については、提供を受けた個別避難計画について複数人が関係することとなり、個人へ提供した際より紛失のリスクが高くなるため、具体的に記載しております。個人においても個人情報の配慮についてお願いしていきます。	無	
10-3	【本編】 P6	4 避難支援等関係者への共有	10-2と同様だが、この所のコメントと10-2の団体のコメントをまとめてすっきりできないでしょうか。	P5については同意に係る個人情報保護の観点から、P6については情報の共有の観点からそれぞれ記載しています。	無	
10-4	【本編】 P7	5 個別避難計画の更新	本人が、死亡または市外転居等の場合、更新ではなく、どのような扱いになるのか。明記要。	ご本人が亡くなられた場合及び市外転居した際は、対象者から除かれることとなります。	無	
10-5	【本編】 P7	5 個別避難計画の更新	更新等変更があった場合、その都度関係者に連絡がくるのか不明。明記要。	個別避難計画情報の更新等変更があった場合、地域支え合い活動対象者名簿の更新（年1回）の際などに併せて、避難支援等関係者に提供します。なお、年に複数回の提供を目指し、提供の頻度等詳細については、現在調整中です。	無	